

参議院
共生社会・地域活性化に関する調査会
会長 直嶋 正行 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成24年2月13日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

I 横断的事項

- 1 復興特区制度の柔軟な運用 2
(全省庁)
- 2 地方の創意工夫による「復興交付金」の柔軟な活用等 2
(復興庁)
- 3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 .. 2
(総務省)
- 4 被災地復興のための人的支援 3
(全省庁)

II 「安全」の確保

- 5 災害廃棄物(がれき)の広域処理に向けた支援等 3
(環境省)
- 6 災害復旧事業の制度改善等 3
(国土交通省)
- 7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進 4
(国土交通省)
- 8 復興事業としての社会資本整備等の促進 5
(国土交通省・総務省)
- 9 鉄道の早期復旧及びいわて花巻空港の路線維持・拡充に向けた国の全面的な支援 .. 6
(国土交通省)
- 10 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 7
(経済産業省)
- 11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 7
(全省庁)

Ⅲ 「暮らし」の再建

- 12 被災者の生活再建に対する支援 8
(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁)
- 13 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 9
(厚生労働省)
- 14 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援 9
(厚生労働省)
- 15 文教環境の復旧・復興支援 10
(文部科学省・復興庁)

Ⅳ 「なりわい」の再生

- 16 農林水産業の復旧・復興支援 11
(農林水産省・文部科学省・厚生労働省)
- 17 被災企業等への支援策の拡充 13
(経済産業省)
- 18 「産業再生特区」等による東北(岩手)地域への産業集積支援 14
(復興庁・経済産業省)
- 19 TOHOKU 国際科学技術研究への支援 14
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 20 観光振興に向けた支援策の拡充 15
(国土交通省)

東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 11 か月が経過し、現在、被災地では復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（1 月 31 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,000 人と、その人的被害は極めて甚大であるほか、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も 2 万 4 千棟を超えており、被災地の方々にあっては、厳寒の季節の中、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、3 月以降計 9 次におたる補正予算を編成するとともに、8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成 24 年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、これまでの補正予算措置や東日本大震災復興に係る関連法案の成立、平成 24 年度予算案の決定、さらには今般の復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、関連予算の速やかな執行とともに、平成 24 年度政府予算の成立を図り、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

I 横断的事項

1 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域において、迅速かつ着実な復興を実現するためには、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の柔軟な運用が不可欠である

現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画策定に係る手続の簡素化など、できる限り柔軟な制度運用が図られるように留意すること

2 地方の創意工夫による「復興交付金」の柔軟な活用等（復興庁）

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、交付金の柔軟な活用について留意すること

その際、復興は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、復興が完了するまでの間、確実な予算措置を図ること

また、復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、復興交付金は基幹事業として5省40事業が交付対象とされ、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象とはなっていないことから、復興交付金の交付対象外の復興事業については、「社会資本整備総合交付金（復興）」等で確実に措置し、その地方負担に対する財政措置等についても、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること

3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実に確保（総務省）

国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、国の直轄事業への負担金や各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方

負担分、さらには、補助対象とならない地方単独事業の負担分を合計すると、財政力の弱い本県にとって過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること

また、地方財政計画策定にあたっては、復旧・復興に要する経費を確実に反映させるとともに、地方交付税については、特別立法により総額の特例を設け、復旧・復興に要する経費を別枠で確保し、確実に配分すること

4 被災地復興のための人的支援（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となることから、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと

Ⅱ 「安全」の確保

5 災害廃棄物（がれき）の広域処理に向けた支援等（環境省）

災害廃棄物の全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めることとしているが、災害廃棄物についても放射性物質が含まれている懸念があり他の地方公共団体が慎重姿勢となっていることから、広域的な調整・支援を一層強化すること

なお、放射性物質の対応経験の少ない地方公共団体では住民の納得を得、安心を与える説明は困難であるので、これまで原子力政策を推進し放射性物質の拡散の対応の責任を有する国自らが、災害廃棄物の処理の安全性について、国民にわかりやすく説明し、周知を図るとともに、受入先の住民説明会等に参加し、丁寧に説明し、住民の安心を確保すること

6 災害復旧事業の制度改善等（国土交通省）

- (1) 災害復旧事業における設計変更等の要件緩和や事務手続の簡素化等の見直しを行うとともに、事業の実施にあたっては、被害状

況や復興計画等を踏まえて複数年度にわたる予算執行を可能とするなど、県、市町村の意向を最大限尊重した柔軟な運用を行うこと

- (2) 被災市町村が災害査定申請に要した設計委託費については、災害査定用設計委託費補助制度の適用を受けても、なお多額の財政負担が生じることから、被災市町村の負担が生じないよう全面的な財政措置を講じること

7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進（国土交通省）

- (1) 復興まちづくりの推進に向け、既存事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること

また、平成23年度第3次補正予算において、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業について、地方負担分が、震災復興特別交付税により全額措置される「東日本大震災復興交付金」が創設されたが、被災地の復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じること

- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の災害復旧事業等の復旧・復興事業についても、土地利用規制等にかかる各種手続の簡素化を図ること

- (3) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

①土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な事業推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者が収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和や収用適格事業の拡大などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

②所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地の権原取得には多大な手続と時間を要することから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるよう特別措置を講じること

8 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省・総務省）

（1）「復興道路」の早期完成

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路を「復興道路」として位置付け、国により、3年間で重点的に整備し、5年以内に全線開通すること

また、宮古盛岡横断道路（国道106号）を指定区間に編入し、国道46号等と併せて国が一体的に管理すること

加えて、道路事業の評価にあたっては、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

（2）津波対策のための防災施設等の整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

特にも、県では、海岸堤防等の復旧を進めるにあたり、湾口防波堤と組み合わせて津波対策を講じることとしており、釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、5年以内の復旧の見通しが示されたところであるが、久慈港湾口防波堤についても、できる限りの前倒し完成を実現すること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔化等について、平成24年度以降も平成23年度第3次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

（3）国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最も相応しい「陸前高田市高田松原地区」に国営メモリアル公園を整備すること

（4）直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

併せて、直轄事業の地方負担について、平成 24 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること、又は直轄事業負担金制度を廃止すること

(5) 「復興枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」の確保等により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げ、補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、平成 24 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(6) 道路事業における「復興交付金」等の対象拡充

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、本県の復興計画に掲げる、内陸部から三陸沿岸各都市へのアクセス道路等である「復興支援道路」、三陸沿岸地域の防災拠点等へのアクセス道路等である「復興関連道路」の整備を「復興交付金」又は「社会資本整備総合交付金（復興）」の対象に加えること

9 鉄道の早期全面復旧及びいわて花巻空港の路線維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省）

(1) JR線の復旧に係る支援制度の創設及び特例措置の実施

JR山田線・大船渡線の早期全面復旧のため、東日本旅客鉄道(株)の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること

また、市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の復旧支援において、年間運輸収入の2分の1相当については補助対象外とされたが、会社が負担することは不可能であり、県及び市町村の負担も極めて厳しいことから、復旧額全額を補助対象とすること

(3) いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、平成 23 年 5 月から F D A（フジドリームエアラインズ）によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県

の経済・産業面での回復や、本年世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、引き続き、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

10 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（経済産業省）

東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化していることから、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むこと

- (1) 安定的かつ長期的な再生可能エネルギーの利用促進が図られるよう、適切な買取価格及び買取期間を設定すること
- (2) 災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けた技術検証など、スマートコミュニティ形成に向けた取組を積極的に進めること
- (3) 現在、見直しが検討されているエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱とし、意欲的な導入目標値を定めるとともに、その目標達成に向けて、更なる施策の充実を図ること

11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施するべきものであり、国は、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じること
- (2) 国は、今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うこと
- (3) 国は、市町村が除染実施計画を策定して除染を行う際の放射線量の具体的な基準等を示すこと

また、除染ののち仮置場から最終処分場までの具体的なスキーム、期間を示すとともに、その確保にあたっては、除染が円滑に進むよう、地域住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと

さらに、県及び市町村が先行して独自に実施した放射線量測定及び除染等の費用について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域の指定の有無に関らず、国が遡って財政支援をすること

- (4) 国は、国民の安全・安心の確保のため、放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 国は、具体的に生じた損害のみならず風評被害による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

Ⅲ 「暮らし」の再建

12 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁）

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バス等の輸送経費及び応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと

さらに、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間については、2年間となっていることから、延長する措置を講じること

(2) 被災者生活再建支援制度の充実

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が図られる支援金額に拡充するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど、支援範囲を拡大すること

さらに、都道府県の相互扶助の範囲を超えると考えられる大災害に関しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法を制定し、全額国庫負担による基金を地方に創設して対応すること

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難となっている状況から、被災者の生活再

建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じて、災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を行うための支援体制を国において整備すること

また、被災住宅の再建や修繕が図られるよう、被災者生活再建支援制度における支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること

13 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援（厚生労働省）

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業期間の延長措置を講じること

14 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援（厚生労働省）

(1) 医療施設の復旧・復興及び診療継続に対する支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るとともに、柔軟な活用ができる取扱いとすることなど、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

また、地域の医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するとともに、派遣に要する経費の支援を行うこと

(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、補助率引き上げとなる地域要件の緩和や補助事業の実施期間の延長、津波被害に伴う施設の移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営等に従事する介護職員等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

(3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金（保育所緊急整備事業）、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び地域自殺対策緊急強化基金について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

15 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省・復興庁）

（1）学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、新築整備における国庫補助単価を超える費用等については、地方負担が生じることがないように十分な財政支援措置を行うこと

また、公立社会教育施設の災害復旧にかかる財政支援措置を継続して実施すること

併せて、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校統合のための新築、仮設校舎等に係る用地のリース料及び当該用地の既存施設解体撤去に要する経費等については、復興交付金制度等を継続して活用できるようにすること

（2）児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を継続すること

（3）教職員の確保等

児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を継続して講じること

また、教職員の住宅の確保のための財政支援措置を講じること

（4）復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を行うこと

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

IV 「なりわい」の再生

16 農林水産業の復旧・復興支援（農林水産省・文部科学省・厚生労働省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア 漁業協同組合等関係団体への支援の拡充

水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の早期回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(ア) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること

(イ) 災害査定後の早急な復旧工事を実施するための技術者派遣など更なる人的支援を行うこと

(ウ) 災害復旧事業について、事業期間の延長、設計変更等の要件緩和や事務手続の簡素化などを図ること

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

農業生産基盤等の復旧・整備に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用を全額補助対象とするとともに、計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定を始めとする事務手続きの簡素化を図ること

また、地元の合意形成のもと、着実に事業を推進していく必要があることから、地域の実情を踏まえた事業期間の設定を可能と

すること

イ 被災地域における新たな産地づくりに向けた支援

被災地域の復興に向けた農業の担い手を計画的かつ継続的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や生産技術の継承を目的とした実践研修の実施、初期投資の軽減など、地域の実情に応じて活用できる基金制度を創設すること

(3) 防潮林等の復旧・整備

ア がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の機能を早期に回復、強化するための、事務所の新設整備及び復旧への支援を行うこと

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) 原子力発電所事故による農林畜産被害等への対応

ア 生産者の経営安定対策等

(ア) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(イ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

(ウ) 飼料の暫定許容値を超過する牧草等の処分と代替飼料の確保について、引き続き、全面的な支援を行うこと

(エ) 暫定許容値を超過している牧草地の利用を可能とするための牧草地の更新に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと

(オ) 除染のため更新する牧草地において、牧草が収穫可能となるまでの間、必要となる代替飼料を確保するとともに、確保に要する経費に対して、全面的な支援を行うこと

(カ) 放射性物質を含む牧草を給与したことにより、廃用牛の出荷が遅延している酪農家及び肉用牛繁殖農家に対して、支援金を交付するなど、経営安定対策を講じること

(キ) きのこ原木等の新基準値を早期に提示するとともに、暫定許容値を超過するきのこ原木等の処分について、全面的な支援を

行うこと

イ 風評被害の防止等

(ア) 牛肉の安全性についての正確な情報提供や PR 活動を行うこと

(イ) 県、市町村、団体等が実施する風評被害対策に要する経費への全面的な支援を行うこと

ウ 農家等に対する損害賠償の確実な実施

(ア) 東京電力(株)に対して、損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう働きかけを行うこと

(イ) 本県産の食用農林産物と畜産物を、原子力損害の判定等に関する中間指針において、風評被害として賠償対象となる品目に追加すること

(ウ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないよう措置すること

17 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、昨年末をもって被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、来年度のみならず 25 年度以降も引き続き継続して事業実施すること

また、中小企業基盤整備機構の行う仮設店舗・工場の整備は、完成箇所が相当数に増えてきたものの、一部地域では地盤強度等の関係からなかなか着工されない例があることから、仮設施設に鑑み柔軟かつスピーディーに対処すること

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、地域の基幹産業や、雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な要件とされ、小規模事業者が採択され難い状況にあることから、当該補助事業の要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

18 「産業再生特区」等による東北（岩手）地域への産業集積支援（復興庁・経済産業省）

本県並びに東北の基幹産業である自動車・半導体関連産業など、震災からの復興を契機に強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するため、東日本大震災復興特別区域法を活用した「産業再生特区」等の取組について、復興推進計画の認定とその運用にあたっては、被災地の声を可能な限り反映し、これまでの枠にとらわれない被災地の実情に沿った対策を講じること

19 TOHOKU 国際科学技術研究への支援（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

東北全域の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる防災研究、海洋研究、素粒子・エネルギー研究の国際的科学技術研究所の誘致・創設に向けて、国家プロジェクトとして取り組むこと

(1) 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点や海底地震・津波観測ネットワークシステム等を国が整備すること

(2) いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これ

までの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能や実証試験機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

(3) 素粒子・エネルギー研究拠点の構築

素粒子・エネルギー研究に関しては、世界でただ1カ所建設されることが計画され、本県の北上山地が建設候補地となっている超大型加速器「国際リニアコライダー（ILC）研究施設」を核として超伝導、半導体、新材料など多岐にわたる関連産業の集積を図り、新エネルギー、先端医療の国際研究拠点の形成を目指そうとするものであることから、政府としてILC誘致を国家プロジェクトとして取り組むこと

20 観光復興に向けた支援策の拡充（国土交通省）

震災や放射性物質による風評被害の払しょくに向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備など、総合的な支援措置を講じること